令和 4年(執口)第2170号

強	制	執	行	調	書		2
執行に着手した日時	令和 4年 8月17日		午前	9時	50分		
執行を終了した日時	节州 4年 8月17日			午前	10時	35分	
執行の場所			五丁目20 市機構住宅		号棟		
執行の目的物	別紙目録記載のとおり						
執行に立ち会った者	債権者(復)	代理人		和	田作	真 治	
	債務者			孫	村	封 斌	
	立会人			白	取	幸 子	
	執 行	の	内 容				

1 執行の目的

別紙目録記載の物件に対する不動産明(引)渡執行

□欄は、該当事項の□欄に「■」または「レ」印を付したものに限る。

- 2 執行の内容
 - (1) 目的物件の同一性,占有状況を調査した。 その結果は、別紙占有関係等調査表に記載のとおりである。
 - (2) 執行を妨げる事由がないものと認め、債務者に対し、

令和 4年 9月15日までに、債権者に目的物件を明け渡すよう (■ 口頭により □ 催告書を差し置くことにより)催告した。

(3) 本調書に添付の公示書写しと同文の公示書を目的物件の 玄関扉 (外側上部)

に掲示した。

(4) 強制執行実施予定日を, 令和 4年 9月16日午前10時00分 と指定し告知した。

告知方法 債権者 口頭 債務者 口頭

- 3 特記事項
- (1) 債務者方は施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠 させたが、債務者の抵抗により解錠することができなかった。
 - □ 債務者方は施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、債権者側が用 意した鍵を用いて解錠し執行した。
 - □ 職務執行に際し抵抗を受けることも予測されたので、立会人を立ち会 わせて執行した。
 - □ 債務者方は施錠されていなかったので、立会人を立ち会わせて立ち入 り執行した。
- (2) 警視庁城東警察署警察官2名の援助を受けて執行した(午前10時10分から午前10時35分まで)。

	·
	THAT O I. IS IN
当事者の表示等	別紙のとおり
	債權者(復)代理人 和田協治 智
執行に立ち会った者	
	茂港 者は署名押印を拒否した。
等の署名押印	立会人
	自取萃子最
	技術者長内阜馬
令和 4 年 8	д 17 д
東京地方	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	

執 行 官 常 徳 章

占有関係等調査表

物件	唐 	調査の結果					
番号	番号 番号	物件の状況	占有範囲	占 有 者			
	孫 樹 斌 (SUN SHUBIN)	■居宅	■全部□	■左記債務者			
(参考事項)							
□ 郵便受けの表示							
□ 表札の表示							
□ 債務者宛の郵便物の存在 □ 債務者宛の公共料金関係書類(□電気,□ガス,□水道)の存在							
□ 債務者宛の公共料金関係書類(□電気,□ガス,□水道)の存在■ 債務者の陳述							
要旨							
1 本件強制執行は、憲法違反であり、住居に立ち入ることは犯罪行為です。							
本件判決に対しては、先週金曜日に控訴申立及び強制執行停止決定の申立を							
東京地方裁判所民事第9部に提出しています。							
	2 本件建物は、私が住民として使用しています						

- 債権者(代理人)の陳述 債務名義の存在
- 一件記録の資料

及び現場の状況等を総合勘案して上記のとおり認定した。

債務者方玄関扉には、強制執行等に対する債務者の主張等が縷々記載された書面が貼付されており、インターホンで呼び出すも応答がないので、解錠技術者に解錠させていたところ、室内から債務者が上記債務者の陳述欄1の内容等を繰り返し述べるとともに、自ら警察に通報していた様子が窺えたことから、解錠技術者の解錠行為を中止した。

数分後,警視庁城東警察署警察官が執行場所に臨場し,同警察官から債務者に対して 玄関扉を開けるよう説得等を行ったが,債務者は前記同様の陳述を繰り返して応じない ので,当職は,玄関扉の郵便受け部分から,債務者に対して臨場の趣旨を伝え,占有状 況等を質問したところ,上記債務者の陳述欄2のとおり答えたので,催告書の内容を伝 えて催告書を郵便受け部分から債務者に交付した。

なお、債務者に対して、執行停止の申立てのみでは執行は停止されないこと及び執行 停止決定がなされたら早急に同決定謄本を当職に提出するよう伝えた。

公 示 書

事件番号	令和4年(執口)第2170号	
債権者	独立行政法人 都市再生機構	
債務者	孫 樹斌 (SUN SHUBIN)	

標記の(■建物明(引)渡 □土地明渡 □建物収去土地明渡 □建物退去土地明渡) 執行事件について次のとおり公示する。

- 1 本日,当職は,債務者に対し,下記物件を,債権者に明け(引き)渡すよう催告した。
- 2 債務者が下記物件を明け(引き)渡さない場合,

令和 4 年 9 月 16日(強制執行実施予定日)に

強制執行を実施する。

- 3 債務者は、債権者以外の者に、下記物件の占有を移転してはならない。
- 4 本日以降,下記物件の占有の移転があったときは,

令和 4 年 9 月 17 日が経過するまでの間においては、債務者以外の占有者に対し、本件の強制執行をすることができる(民事執行法第168条の2第6項)。

(注意)

この公示書を損壊した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

令和 4 年 8 月 17 日

東京地方裁判所 執行官 常德 章弘 印

記

物件の表示

■ 裏面記載のとおり

□ 別紙物件目録のとおり

債務者 孫 樹斌 (SUN SHUBIN)

物件目録

所 在 地 東京都江東区北砂 五丁目20番

北砂五丁目 都市機構住宅

第 10 号棟 第 609 号室

床 面 積 46.89 平方メートル

畳・建具 その他造作付

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造 9階建て

当 事 者 目 録

住 所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

債 権 者

独立行政法人 都市再生機構

代表者理事長 中島正弘

送達場所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号

東京トラフィックビル本館7階 独立行政法人 都市再生機構内

株式会社 URコミュニティ 東京東住まいセンター

債権者代理人

和田慎治

〒136-0073 住 所 東京都江東区北砂 五丁目20番

北砂五丁目 都市機構住宅

第 10 号棟 第 609 号室

(フリガナ) ソン ジュヒン

債務者 孫 樹斌 (SUN SHUBIN)

債務名義の表示

東京地方裁判所 令和 4 年(ワ)第 11156 号

【仮執行宣言付判決】

確定判決

和解調書

調停調書

認諾調書

支払督促

債務者 孫 樹斌 (SUN SHUBIN)

物件目録

所 在 地 東京都江東区北砂 五丁目20番

北砂五丁目 都市機構住宅

第 10 号棟 第 609 号室

床 面 積 46.89 平方メートル

畳・建具 その他造作付

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造 9階建て

これは謄本である。

前同日

東京地方裁判所

執行官 德田 崇

